平成２２年（フ）第２４号
岐阜県可児市今渡1646番地１　グランドソレーユ102
債務者　正善　克則
１　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第３６８４号
名古屋市東区砂田橋５丁目５番19号　秋月荘202号
債務者　倉野　孝司
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４４５号
愛知県北名古屋市薬師寺山浦15番地
債務者　陰山　礼子
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９号
青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字前谷地75番地１
債務者　中村　友和
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６２号
青森市大字矢田前字本泉18番地18
債務者　白戸　紀子
１　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２号
広島県福山市松永町５丁目41番８号
債務者　森本　敏江
１　決定年月日時　平成22年３月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３４号
山口県山陽小野田市須恵１丁目５番15号
債務者　上野　　薫
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第６９号
青森市幸畑３丁目５番17号
債務者　吉田　悦夫
１　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
青森市原別５丁目１番19号　アーバンホームズうなばら102号
債務者　石澤　　博
１　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２号
群馬県桐生市広沢町５丁目1480番地の11　パールハイツ203号室
債務者　岸本　静二
１　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第３５４号
神奈川県横須賀市東浦賀１丁目５番１―101号
債務者　土部千加子
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１１号
神奈川県横須賀市上町４丁目103番地
債務者　三沢まゆみ
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３９号
神奈川県横須賀市粟田２丁目12番１号
債務者　林山　悦子
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第４２号
神奈川県逗子市小坪１丁目31番４号
債務者　後藤　麻子
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第４７号
神奈川県横須賀市吉井２丁目６番２―804号
債務者　黒田　政代
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第５７号
神奈川県横須賀市鶴が丘１丁目10番８―22号
債務者　山本　良一
１　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３２４号
山口市東山２丁目９番６号
債務者　岡崎　正秋
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２５号
山口市東山２丁目９番６号
債務者　岡崎　文子
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係